

改正

平成30年3月2日教育委員会要綱第1号

令和5年3月2日教育委員会要綱第4号

立川市地域学校協働本部事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校（以下「学校」という。）において、保護者等、学校及び地域住民等が連携・協働し、地域全体で子どもの学び及び成長を支え、地域を創生する活動を推進する地域学校協働本部事業（以下「事業」という。）を実施することにより、子どもの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性をかん養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、もって地域の活性化及び子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次条第5項各号に掲げる地域学校協働本部が行う活動に関すること。
- (2) 立川市地域学校コーディネーター設置要綱（平成28年立川市教育委員会要綱第5号）第1条に規定する地域学校コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の活用に関すること。
- (3) 第4条に規定する地域学校協働本部事業ボランティア（次条、第5条、第6条及び第7条において「地域学校協働本部事業ボランティア」という。）の活用に関すること。

(地域学校協働本部)

第3条 事業を実施する学校には、地域学校協働本部を置く。

- 2 地域学校協働本部を置いた学校には、コーディネーターを配置するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、地域の実情に応じて、中学校区単位で地域学校協働本部を置くことができる。この場合において、当該地域学校協働本部には、コーディネーターを配置するものとする。
- 4 地域学校協働本部の名称は、第1項に規定する学校又は前項に規定する中学校区の名称に地域学校協働本部を付したものとする。
- 5 地域学校協働本部は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 授業の補助、自学自習等の支援、部活動の支援、図書の整理及び読み聞かせ、校内の環境整備、登下校時における児童及び生徒の安全確保に係る活動、学校行事の運営支援等
- (2) 学習が遅れがちな中学生等に対し、地域学校協働本部事業ボランティア及び地域の人材並びに情報通信技術を活用し、地域及び学校が連携・協働して行う学習の支援
- (3) 学びによるまちづくり、地域課題解決型学習、地域人材育成、郷土学習、地域行事への参加、ボランティア・体験活動その他の地域及び学校が連携・協働する活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童及び生徒が地域及び学校の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

6 前項各号に掲げる活動を行うときは、地域及び学校の実情に応じ、地域学校協働本部事業ボランティアを含む地域の様々な人材の参画を得て実施するように努めるとともに、学校の要望を踏まえた活動の充実を図るものとする。

7 地域学校協働本部を置いたときは、次の各号に掲げる書類を立川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。この場合において、第2号及び第3号に掲げる書類は、毎年度提出するものとする。

- (1) 規約
- (2) 活動計画書
- (3) 予算計画書

8 地域学校協働本部は、保護者等及び地域住民等が地域学校協働本部事業ボランティアとして第5項各号に掲げる活動（以下「活動」という。）を行うため、地域学校協働本部事業ボランティアを募集し、登録することができる。

（地域学校協働本部事業ボランティア）

第4条 地域学校協働本部事業ボランティアは、学校に協力し、活動の支援を行う者とする。

（活動中の事故等における補償）

第5条 コーディネーター及び地域学校協働本部事業ボランティアが活動中の事故等により傷害を受けた場合は、教育委員会が加入する傷害保険により保険の範囲内で補償する。

（守秘義務）

第6条 コーディネーター及び地域学校協働本部事業ボランティアは、活動中に知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動の終了後も、また同様とする。

（個人情報の取扱い）

第7条 コーディネーター及び地域学校協働本部事業ボランティアは、個人情報を取り扱う場合は、

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとする。

（地域学校協働本部連絡会）

第8条 事業の推進に係る企画、協議及び評価を行うため、立川市地域学校協働本部連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会の組織、運営等については、別に定める。

（庶務）

第9条 事業の庶務は、教育委員会事務局教育部指導課及び教育委員会事務局教育部生涯学習推進センターにおいて処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月2日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日教育委員会要綱第4号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。